社会福祉法人あさがお福祉会

新型コロナウイルス対応ガイドライン

令和2年5月21日　改定

感染症対策委員会　委員長　武市　茂憲

令和2年2月28日　作成

感染対策委員会　委員長　浜本　福江

社会福祉法人あさがお福祉会　コロナウイルス対応ガイドライン

※すべての内容は、２月28日現在のガイドラインです。感染状況によって緊急で感染対策会議を開き対応を検討します。

【１４日以内に中国を含む海外への渡航歴のある人や、渡航歴のある人に接触する機会があり、その数日～１２日後に発熱・咳などの症状がある人が発熱した場合】

①　入居者、利用者が発熱した場合

　　◆保岡クリニックがかかりつけ医の場合

　　・37.5度程度、発熱があった場合は保岡院長に連絡を行い指示を受ける。

　　・日・祝は保岡院長の携帯に連絡し確認する。

　　・最終的には保健所の指示を受ける。

　　◆保岡クリニックがかかりつけ医でない場合

　　・各かかりつけ医に連絡し、指示を受ける。

　　・最終的には保健所の指示を受ける。

②　職員が発熱した場合・職員家族が発熱した場合

　　・徳島県保健所へ連絡を行う。

・徳島保健所　徳島市新蔵町3丁目80　088-602-8907

・上長へ報告。上長は、保岡院長、保岡施設長へ報告

③　夜間帯の発熱について

　　・徳島赤十字病院へ連絡し、対応を相談する。

④　施設としての考え方

◆入居施設

　　・自室待機で対応する。

　　◆利用施設

　　・自宅に帰宅できる方は、利用を中止し帰宅する。

・帰宅できない方は施設で様子を見る。

　　・通いサービスは利用を中止する。

【自己申告で接触の可能性がない方が発熱した場合】

　◆利用者・入居者・職員・職員家族共通

　　・通常の感染症として対応

【面会・見学】

※２月28日現在、入居・利用中の方に、各事業所で通知する。

①　見学

　　・３月末まで自粛

②　面会

　　・２週間程度自粛（3月14日まで自粛、15日～通常）

　　※感染状況により日程は変動します。

③　手指消毒の徹底

　　・来所時はソリューションウォータ―を使用してもらう。※4～5倍で希釈したソリューションウォーターを使用する。

④　持参したマスクの着用

　　・施設側から提供はしない。持参していない方は面会を控えて頂く。

【入居者の外出について】

　　3月14日まで自粛、15日～通常

　　・不特定多数：外食、買い物など人が出入りする場所は、自粛。

　　・特定された場所：デイサービス・デイケア・通院等は可能。

　　・自宅は可能。

3/1～追加・法人内施設間の訪問は自粛。

　　　　　　 　※娯楽以外で必要最小限の訪問は条件により可能。

【マスクの着用について】

　※在庫が不足している期間の対応になります。

◆着用者：外部と接触する職員（各事業所共通）

・送迎を行う職員。

・買い出しを行う職員。

・訪問する職員。

・通院を行う職員。

・厨房職員。

　　◆各施設職員

　　・本部：着用なし

　　・ケアハウス：着用なし

　　・小規模・高優賃：着用なし

　　・かごやリゾート・ステイ：着用なし

　　・グループホーム：着用なし

　　・居宅：着用あり

　　・ヘルパー：着用あり

　　・学童：着用なし

　　・つだまち：デイサービスのみ着用あり

　　・みつぼし：着用なし

　　◆業者（施設・病院送迎含む）

　　・すべての方が持参マスク着用

【行事】

　　・施設内で職員が行う行事のみ可能。

　　・外部ボランティアは全て自粛。

　　・外出行事自粛。

　【移動販売】

※持参マスク着用

　　・施設内販売自粛。

　　・個人宅への販売自粛。職員が玄関で預かる。

　　・施設外での販売は可能。とくし丸、牛乳の販売。

　　・プライム３月は見送り、４月に検討。

　　・いずみ号：返却のみ行い、借りない。４月に検討。

【出入り業者】

　※持参マスク着用

　◆配達

　・所定の場所に納品が必要であれば、出入り可能。

　・個人宅への配達は自粛。職員が玄関で預かる。

　◆修理・修繕

　・可能であれば3月末以降に行う。

　【食事】

　　・食堂で食事を行う。感染が確認されるまで居室対応はしない。

　【浴室】

　　・各施設利用者、入居者のみが使用可能。外部の方が利用出来る施設は、外部の方に自粛を通知する。

　【カフェ、交流スペース】

　　・各施設利用者、入居者のみが使用可能。外部の方が利用出来る施設は、外部の方に自粛を通知する。

　　・つだまちキッチン、カフェスペース3/2～15閉鎖。16～再開。お弁当の配食のみ行う。

　【新規利用者・入居者受け入れ】

　　・２月２８日現在で利用、入居が決まっている方はそのまま対応。それ以降は３月14日、約２週間自粛。

　　　その後は、１４日以内に中国を含む海外への渡航歴のある人や、渡航歴のある人に接触する機会があり、その数日～１２日後に発熱・咳などの症状が出ていない方に限り受け入れを再開する。

　3/11～追加：【3月15日からの対応について】

◆基本的な考え方

　◎国が示している指針に沿う。

　◎現状の自粛を数ヶ月維持する事は難しく、条件を付け段階的に通常に戻す。入居者、利用者、利用者家族に対して感染対策を行いながら、先の見えない「自粛」ではない事を伝える。

　　◎感染の拡大を防ぐ（厚労省）

　　　・換気が悪い場所。

　　　・人が密に集まって過ごすような空間

　　　・不特定多数の人が接触するおそれが高い場所。

　　　　以上の条件の場所での、営業（面会）を避ける。

　　◎小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことを防止する。（厚労省）

　　　これまで国内で感染が明らかになった方のうち8割の方は、他の人に感染させていません。一方でスポーツジム、屋形船等では1人の感染者から複数に感染した事例が報告されています。

以下の内容は、2月28日から実行している内容について記載しています。

【面会・見学・契約】※条件付きで行う。

◎各事業所で建物の形状が違う為、「◎感染の拡大を防ぐ」の条件を参考にしてもらい面会を行う。

●見学

　　　・新規事業は、見学者を限定して行う。

　　　・既存事業は、時間や場所を限定して行う。

　　　　30分程度、検温、マスク着用、手消毒を行い、見学者リストに名前を記入する。

　　●契約

　　　・出来るだけ自宅で行う。出来ない場合は家人様に断りを入れ、出来るだけ短く契約を行う。検温、マスク着用、手消毒を行い、見学者リストに名前を記入する。

　●面会

　　　・時間30分程度、検温、マスク着用、手消毒を行い面会者リストに名前を記入する。居室もしくは宿泊室で面会を行う。

【入居者の外出について】

　　・買い物に関しては通常に戻す。

・3月末まで内容を継続。

【マスクの着用について】

　　・マスクが安定して供給されるまで内容を継続。

【行事】

　　・3月末まで内容を継続。

【移動販売】

　　・3月末まで内容を継続。

【出入り業者】

　　・定期点検など必要な作業は感染対策を業者に伝え、出来るだけ短い時間で行う。検温、マスク着用、手消毒を行い、業者リストに名前を記入する。

　　・3月末まで内容を継続。

【食事】

　　・3月末まで内容を継続。

【浴室】

　　・3月末まで内容を継続。

【カフェ、交流スペース】

・3月末まで内容を継続。

　以上

3/31～追加：【4月1日～14日までの対応について】

※徳島県で2名陽性反応が出た為、2週間対策を行い様子を見る。

◆職員は全員マスク着用。各施設よりマスク配布、１枚で３日間使用する。

　・使用後のマスクは、ソリューションウォーターを使用して消毒し、３日間使用する。

　・不足する場合は、自作のマスクでも可能。

　・マスクの作成に必要な物品は、領収書（レシート）があれば、小口使用可能。

◆不要不急の外出は自粛

　・外出が必要な場合は、必ずマスク着用。

　・帰宅時、手指消毒、検温を行い体調管理をする。

　・介護サービス（デイ等）で外出の場合は、帰宅時の検温は不要、手指消毒を行い体調管理をする。

　・施設行事での屋内施設（食事会）等の外出禁止。屋外（閉鎖空間以外）での外出行事は可能。

◆職員、職員家族への啓発を行う。

　・すでに対応している職員がほとんどだと思いますが、職員により新型コロナに対する意識が違います。クラスターを発生させないよう、外食や娯楽による不要不急の外出を避けるよう周知してください。高齢者施設で働いている事を自覚してもらうよう啓発を行って下さい。

◆職場で人員不足が発生した場合のシミュレーションを行い職員に伝える。

　・職員が37.5度を超え自宅待機になり職員が不足する事態になった場合、残された職員で対応する話を管理者から行って下さい。どのような状況が想定されるか検討してみてください。

◆つだまちキッチン

　・4/2よりカフェ販売中止。

◆見学・面会

　・見学・面会禁止。

　・物品は施設外で職員の受け取り可能。

◆外部業者（講師、エステ関係含む）の出入り

　・全面禁止

◆配達（弁当含む）

　・施設外での受け取り。

◆換気

　・1日2回以上の換気を行う。

◆消毒

　・高頻度接触部位への消毒（手すり、ドアノブ、エレベーターボタン等）

　・1日1回以上行う。

◆新規利用者（契約）について（下記条件により可能）

　・中止

◆注意すべき医学的症状

　・倦怠感が強い。　・動くと息切れがする。

　・SPO2　93％以下。

　・嗅覚、味覚に障害が出る。下痢。

◆感染者が出た場合の対応

　・厚労省が定めるノロウイルス対策の手順を使用する。

◆ガイドラインを作成する為に使用した資料（保岡理事長が感染対策の手引き作成時に使用）

　・一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会の【新型コロナウイルス感染症　診療所・病院のプライマリ・ケア　初期診療の手引き】2020年3月11日公開内容。

4/15～5/15　追加

* 緊急事態宣言発令に伴う、疎開による感染拡大の予防対策について

　【職員家族】

　　・管理者は、全職員に対象になる家族がいるか確認し、自己申告を依頼する。

　　・対象者がいる場合は、毎日検温を要請する（家族を守る為にも状態確認を行ってもらう）

　【訪問事業所】※居宅含む

　　・依頼文章を配布し、疎開した家族がいる自宅への訪問についての対応を説明する（別紙①参照）

　　・利用者本人の体調が悪い場合、疎開者の存在を再度確認する。

　　・症状によっては訪問できない場合もあり得る事を説明する。

　【通所事業所】

　　・依頼文章を配布し、疎開した家族がいる方の利用について説明する（別紙②参照）

　　・利用者本人の体調が悪い場合、疎開者の存在を再度確認する。

・症状によっては利用できない場合もあり得る事を説明する。

　【面会制限について】

　　・ご家族様以外の面会を禁止する。

　　・面会して頂く、家族にも制限を守ってもらい、感染拡大を防止する（別紙③参照）

【見学・新規受け入れについて】

・制限付きで行う（別紙④参照）

* 感染の可能性がある方への訪問について

【職員の条件】

・基礎疾患がない　。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（糖尿病、心不全、腎障害、人工透析、生物学的製剤投与、化学療法及び免疫抑制剤投与等）

・同居している家族に小児、高齢者、基礎疾患がある方がいない。

　　　※以上の条件に該当する職員がいる場合は、優先的に対応をお願いしたい。

* 訪問看護・介護者がいないと生活に支障が出る高齢者の訪問について（考慮が必要）

・出来るだけ短時間でサービスが終了できるように、ケアマネと相談し代替え案を相談する。食事を作っているのであれば、弁当の買い出し等で対応する。

・食事、排泄介助等、生命の維持に必要な場合サービス以外は極力短縮する。

・30分以上の作業はしない。

・通常通りの時間で業務を行うと感染が拡大する可能性がある。職員が訪問しサービスを継続的に提供する

ために時短作業が必要。その旨を利用者、利用者家族にはご理解頂く。

* 居宅支援事業所の対応

　※職員が利用者に感染させないことが前提。

・モニタリング等、電話で確認できる業務は訪問を控える。

・訪問が必要な事例であれば確認に行くが、室内には入らず玄関外で対応や、確認を行う。

・緊急時等入室が必要な場合は、必ずマスクを着用する。

・書類に必要な印鑑・サインなども出来るだけ、玄関先もしくは室外で頂く。

4/17～追加

* 緊急事態宣言対象地域拡大に伴う、職員、職員家族へ啓発

　・別紙⑤を各事業所で掲示、口頭で啓発を行う。

* 別紙③の改定

　・１家族１名。⇒１世帯１名、２世帯までに修正。

　・③週に１回までを追加。

4/24～追加

* 4月21日に徳島県で新型コロナウイルス感染者発生の為、面会、見学、新規受け入れ全面禁止。

4/27～追加

* 事業所から行うマスクの配布について（5月以降）

現状マスクの安定供給が出来ない為、5日勤務で1枚の配布とする。

【配布例】

22日勤務の場合、5枚。

8日の勤務の場合、2枚。

* 職員が仕事以外で使う感染予防対策用品について①

　 あさがお福祉会で50枚入りマスクを200ケースを確保。1箱2000円で販売。

　 5月22日頃販売予定。

4/30～追加

* 現在、施設内行事、外出行事がなくなり、娯楽が少なくなっています。いずみ号も5/6まで休みになっています。その後の予定も未定です。

代替え案として、各事業所で雑誌を購入して下さい。

施設長から提案がありましたので、許可は頂いています。

種類や冊数に関しては、各事業所の予算や利用者、入居者の状況により変わりますので、立案で対応お願いします。

* つだまちカフェの営業について

5/31まで引き続き販売中止。

◆　ゴールデンウィークの帰省に対しての注意喚起

※5/5に変更　緊急事態宣言発表後に対象者が多いケアハウをス中心に文章にて注意喚起を行った。

　 Stay、高優賃は4/30時点で口頭で注意喚起を行っている。

※4/30現在も注意喚起を行っているが再度徹底する。ケアハウスは対象者が多く管理が困難な為、文章を作成し「退居要請」を含めた強い言葉で注意を促す。

・ケアハウス　文章作成し配布。別紙⑥

・高優賃、ステイは対象者が少ない為、口頭で確認する。

5/6～追加

* 職員が仕事以外で使う感染予防対策用品について②

各事業所に配布された消毒用アルコールを各事業所で職員に配布する。1名200ｍｌを配布して、自宅にあるスプレーボトルなどに入れて感染予防対策とする。5/6～配布可能。

* 施設退居時に必要な、家族様の出入りについて

・２週間以内に県外への外出がない。

・マスク着用。

・手指消毒を行う。

・検温を行い37.5℃以下である事（37.5℃以下でも、自身の平熱を上回る微熱が続く場合出入りできない）

・倦怠感、呼吸系の症状等が見られない方。

・出入りする導線の換気。

　 以上の条件をクリアして、出来る限り速やかに作業を行う。

　 以上の条件がクリアできない家族は施設に入る事が出来ないので、出来る限り職員が施設外に運び出す。

　 以上の条件がクリアできなくても、施設内に入る必要がある場合は、その時の緊急事態宣言や厚労省

　の通達を考慮して判断する。

5/21～追加

【緊急事態宣言解除に伴う対応について】

* 5月21日～面会・見学・新規契約を禁止から自粛に緩和する。

※21日に設定した理由：ゴールデンウィーク明けから経過観察期間とされる14日間が経過した日。

※段階的に緩和を行う。今回の緩和は以下の通りとする。

※事業所の状態により、入居者、利用者の管理が難しい為、常に注意喚起を行い、感染拡大の可能性がある場合は、個別対応を行う。

・面会・見学の条件

①　平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がない。

②　1世帯1名。2世帯まで。

③　週に1回まで。

④　徳島県在住のご家族。

⑤　面会者本人が14日以内に徳島県外へ外出していない。

⑥　同居のご家族が14日以内に徳島県外からの帰省または、県外への外出をしていない。

⑦　時間は、30分程度。

・見学の注意点

・施設玄関での検温、マスク着用、手消毒を行い、見学者リストに名前を記入する。

・換気を十分に行う。

・面会の注意点

・施設玄関での検温、マスク着用、手消毒を行い、面会者リストに名前を記入する。

・換気を十分に行う。

・施設の運営状態や形状により、居室もしくは宿泊室、玄関面会スペースで面会を行う。

・新規契約の注意点

　　　・出来るだけ自宅で行う。出来ない場合はご家族に断りを入れ、事業所内で出来るだけ短く契約を行う。施設玄関での検温、マスク着用、手消毒を行い、見学者リストに名前を記入する。

・換気を十分に行う。

* つだまちカフェについて

・5月21日から販売再開。カフェスペースは自粛を継続、6月1日からカフェスペース再開。

※カフェは、オープンに準備が必要な為、再開はするが実際の営業日については、つだまちに確認が必要。

* 移動販売・図書について

・5月21日から再開。但し施設外での営業とする（牛乳屋含む）

* 外部業者（ケアマネ、講師、エステ関係含む）の出入りについて

・室内で行うことは、5月31日まで自粛を継続。6月1日から再開。

・室外で行うことは、5月21日から可能。

* 入居者の外出について

・不要不急の外出は控える。

・出来るだけ人混みを避ける。人が少ない時間帯に外出を行う。

・県外への外出は禁止。

* 職員の行動について

・県外へ外出した場合、14日以上の自宅待機。新型コロナウイルスを疑う症状がある場合は、日数を延長する

・常時マスク着用、検温、体調管理は継続して行う。

【5/18追加】

* 外出行事について

・6月1日より室外のみ可能。

・室内外出は自粛のまま行わない（食事、買い物外出など集団では行わない）

・室外の外出行事は、3密を避け感染対策を行えば可能（事前にご家族に連絡し理解を得る）

　※参加は個人の判断に任せる。

※保育：外で遊ぶことを感染拡大の要因として考える、関係者以外の方に注意を受ける可能性があるので

外出時の担当職員は、注意を受ける可能性がある事を想定して行動する。

　　・外出行事が決定した場合は、保岡統括施設長へ報告、了承を得る。

以上

7/7～追加

【今後の対応について】

* 新規利用の受け入れについて

※緊急事態宣言が出ている地域は受け入れ不可。

《本人》

　　・平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がある場合は、受け入れ不可。

　　・県外の方場合は、バイタルの変化に要注意。バイタルの変化、呼吸器系の症状が出る場合は、すぐに保岡医院に相談。指示に従い対応を行う。場合によっては徳島保健所への連絡、かかりつけ医への連絡が必要。

《家族》

　　・家族も同様に体調管理が必要。平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がある場合は、受け入れが出来ない事を伝える。

　　・契約・見学の時間に制限はない。

* 職員について

・新しい生活様式を守った行動をとる。

・緊急事態宣言が出ていない地域で旅行可能。感染が拡大している地域は出来るだけ自粛。

　　　旅行の後は、体調の変化に注意が必要。自宅での検温を徹底する。検温で発熱がある場合は、上長に相談、平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がある場合は、14日間、自宅待機。

* 外出行事について

　　・条件なしで可能。

　　・希望者のみ可能（ご家族へ案内必要）

　　・マスク着用（熱中症に注意）

　　・手指消毒。

　　・外出後の体調管理。

* 外出・外泊について

・不要不急以外の外出も可能。

・マスク着用（熱中症に注意）

・3密を避ける。

　　・手指消毒。

　　・外出後の体調管理。

* 外部業者（イベント、講師含む、プライム等）

・玄関で、検温を行い体調不良の有無、名前、業者名を所定の用紙に記入する。平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がある場合は、入館できない。

・入館時間に制限なし。

・マスク着用（熱中症に注意）

・手指消毒。

* 面会について

・玄関で、検温を行い体調不良の有無、名前を所定の用紙に記入する。

・面会の条件として、1回の面会時間30分を厳守する。

・知人の面会も条件は同じ。

・県外の家族も面会可能、面会条件は上記と同じ。面会時間は感染拡大防止の観点から延長することは、出来ない。

・緊急事態宣言が出ている地域の方は、面会できない。

◆　継続内容

　1、職員出勤時の検温。

　　2、手指消毒もしくは、石鹸での手洗い。

　　3、マスク着用（熱中症に注意）

　　4、入館する家族、業者への手指消毒、マスク着用、30分程度の面会（ポスターでの掲示）。

　　5、事業所の定期的な換気。

　　6、ソリューションウォーターでの定期的な消毒。

　　6、平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がある場合の面会は禁止。

以上

7/10～追加

※7/7～の内容を一部変更して施行。

【今後の対応について】

* 新型コロナウイルスが県内で発生した場合の対応

　・14日間の面会、外出の禁止を行い感染防止に努める。

　・必要な通院（定期通院以外の体調維持に必要な通院）、通所サービスへの外出は、不要不急に当たらないので可能。

* 新規利用の受け入れについて

・緊急事態宣言が出ている地域は受け入れ不可。

・感染者がいない、14日以上利用している施設、病院からの受け入れは可能（バイタル、体調管理が出来ていると判断する）

・在宅からの利用は、利用予定日から14日間遡り、感染の可能性がないか確認する。

　平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がないか。

　利用日までに症状が出るようであれば、利用不可。

・

《本人》

　　・平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がある場合は、受け入れ不可。

　　・県外の方の場合は、バイタルの変化に要注意。バイタルの変化、呼吸器系の症状が出る場合は、すぐに保岡クリニックに相談。指示に従い対応を行う。場合によっては徳島保健所への連絡、かかりつけ医への連絡が必要。

《家族》

　　・家族も同様に体調管理が必要。平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がある場合は、受け入れが出来ない事を伝える。

　　・契約・見学の時間に制限はない。

* 職員について

・新しい生活様式を守った行動をとる。

・緊急事態宣言が出ていない地域で旅行可能。感染が拡大している地域は出来るだけ自粛。

　　　旅行の後は、体調の変化に注意が必要。自宅での検温を徹底する。検温で発熱がある場合は、上長に相談、平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がある場合は、14日間、自宅待機。

* 外出行事について

　　・条件なしで可能。

　　・希望者のみ可能（ご家族へ案内必要）

　　・マスク着用（熱中症に注意）

　　・手指消毒。

　　・外出後の体調管理。

* 外出・外泊について

・不要不急以外の外出も可能。

・マスク着用（熱中症に注意）

・3密を避ける。

　　・手指消毒。

　　・外出後の体調管理。

* 外部業者（往診、イベント、講師含む、プライム等）

・玄関で、検温を行い体調不良の有無、名前、業者名を所定の用紙に記入する。平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がある場合は、入館できない。

・入館時間に制限なし。

・マスク着用（熱中症に注意）

・手指消毒。

* 面会について

・玄関で、検温を行い体調不良の有無、名前を所定の用紙に記入する。

・面会の条件として、1回の面会時間30分を厳守する。

・知人の面会も条件は同じ。

・県外の家族も面会可能、面会条件は上記と同じ。面会時間は感染拡大防止の観点から延長することは、出来ない。

・緊急事態宣言が出ている地域の方は、面会できない。

* つだまちカフェ

・カフェスペース

　9/1から再開

・販売

　8/1から再開

◆　継続内容

　1、職員出勤時の検温。

　　2、手指消毒もしくは、石鹸での手洗い。

　　3、マスク着用（熱中症に注意）

　　4、入館する家族、業者への手指消毒、マスク着用、30分程度の面会（ポスターでの掲示）。

　　5、事業所の定期的な換気。

　　6、ソリューションウォーターでの定期的な消毒。

　　6、平熱にはない37.0℃以上の発熱や、強い倦怠感、咳など呼吸症状がある場合の面会は禁止。

以上

7/14　追加

* 面会・外出について

・新型コロナウイルスの発生が頻発した場合、発生から14日間、面会・外出は禁止になる。

《例》7月7日発生、7月21日まで禁止。禁止中の7月10日再度発生、7月24日まで禁止。

　　　14日間発生が見られない場合は、通常の予防状態に戻る。

・家族様に毎回連絡は出来ないので、この法則をご理解いただき、面会時は事前に連絡頂くように依頼する。

7/15　追加

* 外部研修参加について

・緊急事態宣言が出ている地域の研修は、参加出来ない。

・新しい生活様式（厚労省資料参照）を守って研修に参加する。

・研修場所の感染対策要項を厳守する。

・研修参加後は、体調の変化に注意が必要。自宅での検温を行い体調管理を行う。

7/20　追加

* 外部業者（往診、イベント、講師含む、プライム等）

・交渉や契約など1時間程度になる内容であれば要得ない。短く出来る場合は先方に伝え、短時間で行う。場合によっては、リモートなども提案してみる。

・緊急事態宣言が出ている地域の業者は、交渉契約できない。

* 面会・外出が出来ない期間中の対応

・様々な状況が想定出来るが、基本的には外出できない事を伝え、ご理解いただく。緊急を有する場合やご理解いただけない場合は、外出から戻り健康管理を2週間行う事を条件とする。

以上

・附則：この事項は2月28日より施行する

・附則：この事項は３月１日より施行する。

・附則：この事項は3月14日より施行する。

・附則：この事項は4月1日より施行する。

・附則：この事項は4月15日より施行する。

・附則：この事項は4月17日より施行する。

・附則：この事項は4月24日より施行する。

・附則：この事項は4月27日より施行する。

・附則：この事項は４月30日より施行する。

・附則：この事項は5月6日より施行する。

・附則：この事項は5月21日より施行する。

・附則：この事項は7月1日より施行する。

・附則：この事項は7月7日より施行する。

・附則：この事項は7月10日より施行する。

・附則：この事項は7月14日より施行する。

・附則：この事項は7月15日より施行する。

・附則：この事項は7月15日より施行する。

・附則：この事項は7月20日より施行する。

以上